（別紙２）

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項を適用する契約である。

１　変動の対象となる経費は、未履行業務に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和２２年４月７日法律第４９号）第１１条に規定する賃金をいう。なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。

２　本委託業務における賃金水準は、岩手県最低賃金（以下「最低賃金」という。）とする。

３　本契約の変更金額は、本契約締結時に受託者から提出された契約金額内訳書により算出する。